

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 16    | 後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南関町は、後記高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

南関町長

## 公表日

平成27年9月29日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                   |   |
|--|---|
| ①事務の名称                                 | 後期高齢者医療   |
| ②事務の概要                                 | 南関町では後期高齢者医療被保険者の資格状況の把握を行っている。<br>広域連合より受領した賦課情報を元に期割りをを行い、被保険者への納付書および通知書の発行を行<br>う。                        |
| ③システムの名称                               | ①後期高齢者医療システム、②団体内統合宛名システム<br>③熊本県後期高齢者医療広域連合電算処理システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名                         |   |
| 1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                             |   |
| 法令上の根拠                                 | 番号法第9条第1項 別表第一 第59項 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律<br>「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事<br>務であつて主務省令で定めるもの」 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携               |   |
| ①実施の有無                                 | [ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>                   |
| ②法令上の根拠                                |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署                      |   |
| ①部署                                    | 福祉課国民健康保険係  |
| ②所属長                                   | 福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関                            |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                 |   |
| 請求先                                    | 総務課行政係  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ               |   |
| 連絡先                                    | 総務課行政係  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年9月1日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年9月1日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

